

2019年3月4日

東京都労働委員会会長殿

日本大学教職員組合
執行委員長 後藤範章

あっせんの和解条項について

2018年12月26日に行われた「第9回あっせん」において、公益委員から日本大学教職員組合（以下「組合」とする）に対して本件における和解条項の案を示すよう提案がありました。

これまで、学校法人日本大学と組合は、公益委員からの提案により3回にわたり理事が出席する「試行的団体交渉」を実施（2018年9月28日、同年11月30日、2019年2月19日）してきました。いずれの「試行的団体交渉」においても、理事と組合との間で質問や回答のやりとりが支障なく行われ、充実した交渉となりました。また、「試行的団体交渉」にあたっては、発言を録音し、反訳を作成したことにより、発言の事実をめぐる誤解が生じることはありませんでした。録音・反訳は、団体交渉を円滑に進めるうえで双方にとって大変有用であることが明らかになりました。

そこで、組合は、これまでの「試行的団体交渉」の経過を踏まえて、下記の和解条項を提案いたします。

記

1. 団体交渉において賃金、教育・研究・労働条件に関する要求を取り上げる際には、理事が出席すること。
2. 団体交渉に理事が出席できない場合には、事前に組合に対して理事が出席できない理由を具体的に説明すること。
3. あっせんの過程での試行的団体交渉を踏襲して、団体交渉の際には理事会（学校法人）が録音をし、反訳したものを組合に提供すること。

以上